

令和5年2月10日臨時会 提出議案の名称と概要

1. 条例制定関係

議案第4号 北栄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

企業版ふるさと納税を活用した人材派遣型職員の任用に伴い、必要な条例改正を行うもの。(施行日：公布の日)

2. 予算関係

議案第5号 令和4年度北栄町一般会計補正予算(第10号)

※概要は裏面「資料1」による。

3. 報告関係

◆議会の委任による専決処分の報告

報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)

○和解の相手方 : 北栄町の企業 1社

○和解の要旨 : 損害額189,299円のうち和解の相手方への損害賠償の額を額189,299円(町過失10割)とする。

○事件の概要 : 令和4年12月18日、北条砂丘風力発電所3号機からの落雪が和解の相手方の所有する車庫及び車両を損傷させたもの。

○専決処分日 : 令和5年1月18日

令和5年2月臨時会補正予算(案)概要

1 一般会計補正予算(第10号)

現計予算額 10,794,642千円 補正額 93,493千円 補正後の額 10,888,135千円

(歳入)

ふるさと納税寄附金 93,493 千円

(歳出)

ふるさと北栄基金事業	88,093 千円
財政調整基金積立金事業	△ 41,815 千円
関係人口創出事業	5,400 千円
道路維持管理事業	40,000 千円
隣保館管理事業	1,815 千円

(財政調整基金の状況)

前年度末残高	1,756,617 千円
9号補正反映後残高	1,978,308 千円
10号補正積立額	△ 41,815 千円
10号補正後残高	1,936,493 千円